

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月23日（火） 14:28～14:49

2. 開催場所 伊江村役場 3階議会常任委員会室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	儀間	徹	
	2番	安里	正春	
	3番	並里	茂明	
	5番	東江	良和	
	6番	知念	雄二	
	7番	玉城	政和	
	8番	知念	正和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員 なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地利用集積計画の決定について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 非農地証明について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

## 平成 29 年 第 5 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 29 年第 5 回伊江村農業委員会総会を開会します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局より報告致します。  
委員総数 9 名中、9 名の委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち 9 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。  
それでは議事に入ります。

日程の第 1、「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、私が指名したいと思います。委員に 6 番知念委員、7 番玉城委員を指名します。

日程の第 2、「会期の決定の件」を議題と致します。  
本総会の会期は本日一日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。この案件は村長から農業委員会への意見聴取ということで今回挙がっております。

先ず初めに No. 1、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 5,709 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記現況地目、共に畑。地積が 1,739 m<sup>2</sup>。坪にしますと 526 坪。10 年間の使用貸借権での案件でございます。

続きまして No. 2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 5,709 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積 1,430 m<sup>2</sup>。坪にしますと 432 坪。10 年間の使用貸借権での案件でございます。

次に No. 3、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 5,709 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積 764 m<sup>2</sup>。坪にしますと 231 坪。10 年間の使用貸借権での案件となっております。

次に No. 4、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 5,709 m<sup>2</sup>。

申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積、1,776 m<sup>2</sup>。坪にしますと 537 坪。10 年間の使用貸借権での案件となっております。

続きましてNo.5、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 5,481 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況共に畑。地積、430 m<sup>2</sup>。次に同じく●。登記、現況共に畑。地積、2,022 m<sup>2</sup>。2筆合計面積が 2,452 m<sup>2</sup>。坪にしますと 741 坪。使用貸借権での設定でございます。期間は 10 年間で坪当たり 200 円での賃借料となっております。

次にNo.6、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 5,481 m<sup>2</sup>。申請地は●。登記、現況共に畑。地積、3,029 m<sup>2</sup>。坪にしますと 916 坪。10 年間の使用貸借権での案件でございます。

次にNo.7、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 5,327 m<sup>2</sup>。申請地は●。登記、現況地目共に畑。地積が 1,518 m<sup>2</sup>。坪にしますと 459 坪。使用貸借権での設定となっております。期間は 10 年間。坪当たり 100 円の賃借料となっております。

最後にNo.8、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 9,250 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 1,438 m<sup>2</sup>。坪にしますと 434 坪。所有権移転売買での案件となっております。売買価格は坪当たり 2,764 円となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

3 番 議長。

議長 はい、安里委員、どうぞ。

3 番 この、No.5, 6の●、私知りませんが、経営耕地面積が 5,481 m<sup>2</sup>ということで取得する面積、そっくりそのままですよね。ということはこれまで農業していなかったのか。

議長 局長。

局長 はい、お答えします。●さんですね、お父さんの手伝い。花をやっておりまして、で今回、名義を自分に換えております。自分名義で花出荷すると。で、担い手の新規就農の部分については、いままでずっと農業で親と従事していた関係で、受けられない。という代りに、先程現場案内の時に申し上げたんですが、県の一括交付金において機械類の購入するにあたる補助事業というのが適応されるということで、それを事業通りにしたい。ということで権利設定はちゃんと農業委員会を通してして下さいと指導があったということで今回、●さんの名義で出荷する圃場については今回、農業委員会で案件として挙げて、10 年間の権利設定を行いたい。ということで申し出があった。ということをお農林水産課の担当から聞いております。

以上です。

2番 議長。親父は。

議長 多分、●さん。

2番 ●？

9番 ●さん。●の南側の…。

議長 ●のお兄さん。お母さんが●やっていた。

3番 これまでは親と一緒に、

局長 やってたということですね。

議長 宜しいですか。

2番 はい。

議長 他にございませんか。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全議員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定いたしました。

議長 日程の第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」。上記の件について下記の通り申請されていますので可否の決定を求めます。

No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は23,117㎡。申請地が●、登記、現況地目共に畑。地積が1,483㎡。続きまして●。登記、現況地目共に畑。地積985㎡。2筆の合計面積が2,468㎡。坪にしますと746坪。所有権移転の交換での案件となっております。

No.2、譲渡人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が5,260㎡。申

請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 670 m<sup>2</sup>。坪にしますと 202 坪。所有権移転の交換での案件となっております。

次にNo. 3、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 8,665 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記地目、宅地。現況地目、畑。地積が 959.61 m<sup>2</sup>。坪にしますと 290 坪。所有権移転の贈与での案件となっております。

次にNo. 4、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 5,205.5 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 1,108 m<sup>2</sup>。坪にしますと 335 坪。所有権移転の売買での案件となっております。売買価格は坪あたり 2,985 円となっております。

次にNo. 5、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 5,205.5 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 1,318 m<sup>2</sup>。次に●。登記、現況地目共に畑。地積が 2,544 m<sup>2</sup>。2筆の合計面積が 3,862 m<sup>2</sup>。坪にしますと 1,168 坪。所有権移転贈与での案件となっております。

最後にNo. 6、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 6,347 m<sup>2</sup>。申請地が●、登記地目、山林。現況地目、畑。地積が 1,635 m<sup>2</sup>。坪にしますと 494 坪。所有権移転の売買での案件となっております。売買価格は坪当たり 4,453 円となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2 番 議長。

議長 はい、2 番。安里委員

2 番 No. 4 と No. 5。農地取得者が村外になってますけども、これは村外から来て農業経営、農地経営をやるかどうか？先ず、最初にこの一点を聞かせて下さい。

局長 お答えします。このNo. 4、No. 5の案件の●さんですが、今は住所は●なんですけど、この何年かは実際、さとうきびを植えて出荷実績もあります。で今日、見てもらった畑、既にきび植えているんですよ。で、工場にも確認したら三年間くらい続けてきびの実績を出している、ということもございまして。

2 番 No. 4 ですね。

局長 ●さんですね。

2 番 はい。

9 番 お家は向こうですよ。●さんの後ろの方。島に来る時は向こうで寝泊ま

りしている。ということです。

3番           じゃ休憩お願いします。

議長           はい、休憩致します。（14：40～14：47）

議長           再開致します。これで質疑を終わります。お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員       異議なし。

議長           異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。

                  日程の第5、議案第3号「非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長           はい。事務局よりご説明致します。議案第3号「非農地証明について」上記の件について、下記のとおり申請されていますので可否の意見を求めます。

                  No.1、申請人●さん。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、宅地。地積が992㎡。所有者は●さんとなっております。申述書が提出されておりますので読み上げたいと思います。「この土地については、登記簿上は畑となっておりますが、復帰前から宅地として利用し、現在に至っております。また、税務係の評価についても宅地であることを申し添えて申述致します」。以上でございます。

議長           只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番           異議なし。進行お願いします。

議長           はい。進行致します。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員       異議なし。

議長           異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。平成29年第5回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間       14：49

署 名

会 長 玉城 增生 印

---

6 番 知念 雄二 印

---

7 番 玉城 政和 印

---